

意見広告

1人1票裁判(2014衆院選)の最高裁弁論が、 2015年10月28日(水) 午後1時30分に 開かれます。

(注)傍聴希望者が多い場合は、事前に抽選が行われます。

次の参院選でのあなたの1票の価値をご存じですか？ 1票の価値は、住所によって差別されています。

いわゆる、1票の格差「2倍」というのは、その選挙区に住む国民(主権者)の1票の価値が0.5票分(半人前扱い)ということと同じ意味です。“清き1票”(一人前)ではないのです。
例えば、参院選挙の場合、参院新潟選挙区での1票の価値は、0.33票*1です。

今回の裁判は、各小選挙区の1票の価値が0.48票*2～0.97票*3だった2014年衆院選(選挙区)*4について、最高裁が、憲法56条2項(国会議員の多数決ルール)、憲法1条、憲法前文第1文(国民主権)に照らして、当該選挙を合憲とするか、違憲とするかを判断する裁判です。

住所による主権の制限を最高裁が認めれば、日本は主権在民とは言えません。今の日本は、国民主権国家ではありません。今の日本は、国会議員主権国家です。
*1:10増10減反映後。(H26.9.2現在有権者数(総務省)に基づく。)
*2:北海道1区(H25.7.3現在有権者数(総務省)に基づく。)
*3:鳥取1区(H25.7.3現在有権者数(総務省)に基づく。)
*4:但し、宮城5区は1票。

国会の多数意見と、国民の多数意見とが一致する選挙は、1人1票の選挙(各選挙区が同じ人口数で構成される人口比例選挙)です。

裁判は公開です。15名の最高裁判事さんに向けての、「(憲法は1人1票を定めている)」という原告の主張をしっかりと聞いて下さい。

全国の全295選挙区で原告が立っています。ぼくら国民は、戦後一度も、みんなが一人前の1票を投票をしたことはありません。国民が主権者なのにですよ!
1人0.6票はオカシイ!

みなさんも、当国民会議のHPで、ご自分の1票の価値を調べて見て下さい。きっと、その結果に驚かれると思いますよ。(0.6票君)



♪♪ONE for ONE #ippyoの歌♪♪
**日本を1人1票の保障のある
国民主権国家へ!**

ぼくたちは、「2015ゆるきゃらグランプリ」にエントリーしています。
みなさまの投票をお願いいたします!

投票はこちらから
<http://www.yurugp.jp/vote/>



2014年11月最高裁判決(2013参院選)の中で、2013年選挙を「違憲状態」と判断した5名の最高裁判事さん(①櫻井龍子判事;②金築誠志判事;③岡部喜代子判事;④山浦善樹判事;⑤山崎敏充判事)は、補足意見で、

「違憲状態の選挙で当選した国会議員は、国会活動の正統性が無い。」旨判断しています。

また、同判決で、⑥鬼丸かおる判事(「1人1票の原則」を明言)、⑦山本庸幸判事(「1人1票の原則」を明言し、選挙は無効と判断)、⑧大橋正晴判事、⑨木内道祥判事、の4名の最高裁判事さんは、それぞれ、「選挙は違憲」との反対意見を述べています。

住所によって1票の価値を差別する選挙を違憲と判断せずに、民主的正統性のない国会議員に立法を許すような最高裁判決はオカシイ!

最高裁の1人1票判決で、1人1票は実現します! (しんさ君)

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。

振替口座 三井住友銀行 渋谷駅前支店[普通]4301426
郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義:一人一票実現国民会議
クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみよう。 <http://www.ippyo.org/>



お問い合わせ | ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
[合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議

